

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年9月29日（木）16:25～16:38

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

佐藤 一絵 農林水産省経営局就農女性課長

有川 一孝 農林水産省経営局就農女性課経営専門官

久知良 俊二 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

#### <事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

1 開会

2 議事 農業の担い手となる外国人材の就労解禁

3 閉会

---

○事務局 それでは、農林水産省、法務省、厚生労働省の3省に来ていただいて、農業の担い手となる外国人材の就労解禁ということで現在の検討状況と説明をいただきたいと思っております。

原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 よろしくお願ひします。

どなたからお話いただくのでしょうか。

○根岸室長 法務省入国管理局の根岸でございます。

一応、3省でまとめたものですが、代表して私の方から御説明をさせていただきます。

農業分野の外国人の受入れですが、3月2日の特区諮問会議において、「生産性の向上」などの視点が示されておりますけれども、そういうことも踏まえて検討していくというこ

とですが、どういう検討をしているかということですのでけれども、一度、2月5日付で、法務省、厚労省からこういう論点がありますというものを示しておりますが、そういうことも含めて、今、3省庁間において検討を続けているところでございます。ただ、いつも同じような回答になってしまっていて大変恐縮なのですけれども、現時点で具体的にこのようにここまでまとまってきましたとお示しできるような段階にはないという実情でございます。

「日本再興戦略2016」においても、外国人材のあり方について、真に必要な分野に着目しつつ、総合的かつ具体的な検討を政府横断的に進めていくこととされておりますけれども、本件の農業における外国人の受入れについては、政府全体の外国人の受入れのあり方の検討と密接に関連するものであるということですので、そういう意味で、ちょっと慎重に進めなければならないということで、今、これを取り出して目に見えた進捗というものを示しできるような状況にないということでございます。

冒頭、私の方からは以上です。

○原委員 他の省の方は何かありますか。いつまでに検討できますか。

○根岸室長 今、申し上げたような状況ですので、期限を切っていつまでに確実に結果が出ます、そこでスキームを示しますみたいなことを申し上げるのは、なかなか難しいということでございます。

○原委員 ただ、おっしゃったことは、政府内でも外国人材についての検討がなされているので慎重にしないといけないということですね。一方で、政府内でのということ言えば、この6月の閣議決定で、御存知のとおり、これは可能な限り早期にということ、この特区の文脈での農業人材については決定がされているわけですから、閣議決定違反ですね。この議論はずっとそういう同じような話をし続けているわけです。

○根岸室長 再興戦略に基づく検討は、もちろんここに出席しております省庁だけではなくて、本当に政府全体として進めていくべきものですので、その検討状況みたいなものをなかなかつづさに申し上げられないのですけれども、そういう全体の状況というものをしながら、真に必要な分野というところの考え方と、ここで農業を取り出して、もしやるとすれば、そういうところとの整合はやはり図らなければいけないと思っています。その全体の検討自身についてスケジュール感としていつまでに何をやるというのは、今、我々としてお示しするのはなかなか難しい状況でございます。

○本間委員 でも、閣議決定で、農業の担い手となる外国人材の就労解禁について、で農業についてということをもう頭出ししているわけだから、他の分野がどうのこうのではなくて、これは、きちんと農業についてできることとできないことの整理をしてもらって、困難な状況は何なのか、変えなくてはいけないところはどこなのかということの論点整理をしてもらわないと困ります。

実際、2月5日に出してもらった論点・懸念について、どんな議論をされたのですか。もしいろいろと議論があってここで披露できないということであれば、その部分は非公開

でもいいですよ。こういう議論をしているということをきちんと明示してくれなかったら、こちらでも議論のしようがないし、原委員が言われたように、閣議決定をどう考えているのかという話になります。

それは、少なくとも、農業についてやるために他の分野等々も検討が必要だよねという話ではないでしょう。一般的な話ではなくて、ここできちんと農業の担い手となる外国人材の就労解禁と銘打っているわけですから、その検討を、どういう状況で、どのような形で進めているのか。それをお聞きしたいのです。

○原委員 非公開にしますか。必要があれば、非公開にしますよ。

○根岸室長 どう検討というのが、一口でなかなか言いづらいのですけれども。

○原委員 一口で言わなくても、2時間かけてもいいですよ。

○根岸室長 我々は、これまでこのメンバーは何度も顔を合わせてもやっていますし、この中の2省庁という枠組みでもいろいろな話をしています。

全体との兼ね合いなどで言うと、農水省は農業関連ですけれども、厚労省の久知良課長のところとは、一般的な、現行制度も含め、外国人の受入れに関するものはいつも一緒に関わっていますので、そういうときにも、他のそもそもの制度をどうするかみたいな話のときにも、こっちの議題もあるよねと。そうすると、これに対してどうやっていけばいいのかねということも、もちろんそれは常に念頭に置きながら議論をしている状況です。

一個一個の課題についてどこまで深まっているかというのは項目ごとになかなか言いづらいのですけれども、ある程度、我々の論点、この辺が課題であろうというものに対して、もう何ヶ月も前の議論に戻りますが、我々としては、もし本当に全体の議論とは別にやらなければいけないのであれば、全体の真に必要な分野という考え方とは、それは超越した考え方で、何かこれは本当に別出しなのですよという考え方がないと思っていて、そういうものがどのように農業の中で整理ができるのかというのは、そこは農水省に御検討いただかなければいけないところですが、まだなかなかそれをこの例に入れました建設、造船みたいに、それだって、将来は、もしかして必要かもしれませんし、必要ではないかもしれませんが、そこは詰めて、結局、詰め切れているわけではないけれども、当面、オリンピック・パラリンピックまでということでああいう特例措置でやっております。

そのように、何か特別な事情をここについて説明ができるかどうかというところは、いろいろ議論はしているということです。

○本間委員 全面的な開放を言っているわけではなくて、特区で議論するという話ですから、その議論がすれ違っているといいますか、どうも全体の規制改革そのものの議論をされていて、そのために前に進んでいないみたいな説明に聞こえるのです。

だから、特区でやるとしたら、何がネックになっているのか。全国展開の前に特区でやりたいというニーズが、大潟村だけではなくて、その後、幾つも挙がってきているわけです。そういうものに対してどのような対応が可能なのかという、前向きな検討です。そこ

が全然見えていない。6月に早期に結論を得ることとしているわけですがけれども、早期は過ぎたぐらいの印象でいますけれども、何が問題なのですか。

○原委員 せっかく40分の時間をとっていただいているのでちゃんと中身の話をしたいのですが、今みたいなお話で、中身の話はするつもりはありませんというのだったら、つまらないので、もう終わりたいのです。もう一回ちゃんと中身を準備した上で、今日この後でもいいですがけれども、もう一回来てほしいのです。

○本間委員 期日を決めた方がいいですね。検討状況について何らかの報告をしてもらう日というか、いつまでと。それがないと、また同じことの繰り返しになります。

早期に結論と書いてあるのだけれども、結論の前の検討状況すら見えていない、わからないというのは、非常に遺憾です。

○根岸室長 検討状況の説明がちょっと足りないのは、そこは我々も反省点があると思います。決まっていないは決まっていないなりに、論点ごとのどの辺が特にと、いろいろではあるかもしれないけれども、お示しの仕方は考えなければいけないと思いますが、今、ここまで整理しましたというペーパーで整理するような議論になかなかないないので、例えば、私がこういうことを農水省に言っているのですとかと言っても、あのときに言ったよね的な、会話の端々をとるみたいになってしまって、ちょっとどうかなと思って。

○原委員 やりとりを全部言えないであろうことはわかりますので、どこまでどういう話をされるのか、ちゃんと準備をした上で、もう一回来てもらえませんか。

今日、一応この時間を40分とられているのは、皆さん方にも言っているわけでしょう。それでこの話だけをずっとされているのは、ちょっと酷くありませんか。

もう一回、再設定していただいているいいですか。

○藤原審議官 はい。

○原委員 事務局から何かありますか。よろしいですか。

○藤原審議官 大丈夫です。

○原委員 では、どうもありがとうございました。